

出原議員（自民議連）

平成 29 年 9 月 22 日

教育長 答 弁 実 録

（ 教 育 委 員 会 ）

（問） 鞆地区の重伝建対象区域の空き家対策について

県内の重伝建地区に共通する課題であると同時に、鞆地区の重伝建の対象区域においても課題となっている空き家に関して、県は市に対してどのようなことができるのか、教育長に伺う。

（答）

重要伝統的建造物群保存地区は、市町村が決定をした町並みなどの保存地区の中から、申し出に基づき、我が国にとって特に価値が高いと判断されるものを、国が選定するものでございます。

鞆地区は、福山市が平成 20 年 3 月に保存地区として決定をし、現在、福山市教育委員会から申し出が行われ、国において重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた手続が進められているところでございます。

選定されました際には、所有者が行う建物の修理などや、緊急的な保護措置に要する土地・建物の市による買い上げに対し補助金が交付されますとともに、建物や敷地に対する固定資産税・相続税の減免措置がなされることとなっております。

また、福山市教育委員会では、鞆町の保存地区の「保存計画」において、空き家となった伝統的建造物の居住者や利用者を確認するため、所有者と定住・活用希望者とのマッチングを支援する事業の早期開始を検討することとしているところでございます。

県教育委員会といたしましては、福山市教育委員会の「保存計画」に基づく空き家対策に対しまして、県の関係部局と連携をして、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。